

公 告

令和6年7月1日

防衛省陸上自衛隊
善通寺駐屯地業務隊長 村上 至

陸上自衛隊善通寺駐屯地における売店等の設置及び経営に関する業者
の募集について

香川県善通寺市南町2丁目1番1号に所在する陸上自衛隊善通寺駐屯地において、売店等の設置及び経営を行う業者を次のとおり募集します。

1 応募資格

- (1) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）又は同等の資格を有すること。
- (2) 業者説明会に参加すること。
- (3) 募集要領及び仕様書を遵守できること。

2 設置業種及び店舗数

- (1) 物品販売 4店舗（コンビニエンスストア1店舗含む。）
- (2) 理容・美容 1店舗

3 設置方法

国有財産法第18条第6項に基づく行政財産の使用許可

4 設置場所

陸上自衛隊善通寺駐屯地 厚生センター内

5 設置期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日

ただし、基本契約期間は必要に応じて、原則として一度に限り更新することができる。

6 公告期間

令和6年7月1日（月）から同年7月12日（金）

7 募集要領及び仕様書の入手要領

以下のいずれかの方法による。

- (1) 陸上自衛隊中部方面隊会計隊HPからダウンロード
掲載期間
令和6年7月1日（月）から同年7月12日（金）まで

(2) 陸上自衛隊善通寺駐屯地業務隊厚生科厚生班（厚生センター2階）にて
直接入手

ア 期 間

令和6年7月1日（月）から同年7月12日（金）
（ただし、土・日曜日を除く。）

イ 時 間

午前9時から午後4時まで

8 業者説明会（書類及び現地説明）

(1) 本説明会に参加されない業者の方は、公募に参加できません。

(2) 日 時：令和6年7月16日（火） 午後1時10分から午後3時まで

(3) 場 所：陸上自衛隊善通寺駐屯地内 171号隊舎2階 大麻教場

(4) 携行品：募集要領、仕様書、印鑑、筆記具

(5) 参加申込

ア 説明会に参加を希望される方は、駐屯地への入門手続きを行うため、令和6年7月12日（金）午後5時までに、下記の事項をご連絡下さい。

（電話又はFAX）

(ア) 会社等の名称

(イ) 出席者氏名

(ウ) 連絡先・電話番号

(エ) 車種・車番

(オ) 善通寺駐屯地到着（予定）時刻

イ 連絡先

陸上自衛隊善通寺駐屯地業務隊 厚生科厚生班

電 話：0877-62-2311 （内線2357）

FAX：0877-62-2315

担 当：厚生班長 宮川（みやがわ）

ウ 会場準備の都合上、参加は1業者2名以内でお願いします。また、駐屯地内の駐車場に限りがあるため、できる限り乗り合わせ、又は、公共交通機関を利用してお越し下さい。

9 その他

細部の内容は、募集要領、仕様書による。

募 集 要 領

「陸上自衛隊善通寺駐屯地における売店等の設置及び経営」

陸上自衛隊善通寺駐屯地業務隊

募集要領

1 概要

香川県善通寺市南町2丁目1番1号に所在する防衛省陸上自衛隊善通寺駐屯地において、駐屯地隊員及び隊員家族等の利便性を確保するため、売店等の設置及び経営の業者を以下に記載する諸条件に従い募集する。

2 応募資格

- (1) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）又は同等の資格を有すること。
- (2) 業者説明会に参加すること。
- (3) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (4) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を提供し又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (8) 暴力団又は暴力団員及び(3)から(6)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。

3 設置施設の所在地及び名称

香川県善通寺市南町2丁目1番1号
陸上自衛隊善通寺駐屯地

4 設置条件

(1) 設置方法

国有財産法第18条第6項に基づく行政財産の使用許可により設置する。

(2) 設置業種及び店舗数

設置施設における設置業種及び店舗数は次表のとおりとする。

なお、設置場所は厚生センター1階の各店舗とする。

大区分	中区分	番号	小区分	店舗面積
売店等	物品販売 4店舗	1	コンビニエンスストア (医薬品、宅配便取次等を含む。)	206.53㎡
		2	日用品・雑貨・文房具 自衛隊訓練用品 等	90.12㎡
		3	制服・衣料品 (縫い付け) 自衛隊訓練用品 等	42.00㎡
		4	書店 又は、その他の物品販売店 (無人販売店を含む。)	42.70㎡
	美容・美容 1店舗	5	理容店	84.70㎡

※ 申請時に、上記のどの業種に応募するかを明記して下さい。

なお、審査の結果、選定事業者が重複する場合もある。

(3) その他

別添「仕様書」のとおり。

5 業者説明会 (募集要領・仕様書説明会及び現地説明)

(1) 日時

令和6年7月16日 (火) 午後1時10分から午後3時まで

(2) 場所

陸上自衛隊善通寺駐屯地内 171号隊舎2階 大麻教場

(3) 携行品

募集要領、仕様書、印鑑、筆記具

(4) 参加申込

ア 説明会に参加を希望される方は、駐屯地への入門手続きを行うため、令和6年7月12日 (金) 午後5時までに、下記の事項をご連絡下さい。

(電話又はFAX)

- (ア) 会社等の名称
- (イ) 出席者氏名
- (ウ) 連絡先・電話番号
- (エ) 車種・車番
- (オ) 善通寺駐屯地到着（予定）時刻

イ 連絡先

陸上自衛隊善通寺駐屯地業務隊厚生科厚生班（担当：宮川（みやがわ））
 電話：0877-62-2311（内線2357）
 FAX：0877-62-2315

- ウ 会場準備の都合上、参加は1業者2名以内でお願いします。また、駐屯地内の駐車場に限りがあるため、できる限り乗り合わせ、又は公共交通機関を利用してお越し下さい。

6 応募手続き等

(1) 申請書等の提出

設置を希望する業者の方は次のとおり、アの提出書類を、イの提出先に、ウの提出期間内に提出して下さい。（郵送可能）

なお、提出された書類は返却できませんのでご了承をお願いします。

ア 提出書類

- (ア) 申請書 1部

別紙第1

- (イ) 企画提案書 30部

別紙第2

a からmの事項については、必ず記載又は資料を添付すること。

- a 主な販売予定商品・販売価格表（販売商品のカタログ等添付）
別紙第3
- b 営業日及び営業時間（その他、臨時営業等の可否も含む。）
- c 清算方法（レジ（現金）、電子マネー、QRコード決済 等）
- d ポイントカードの導入及びポイント付加サービスの有無（種類等）
- e その他営業に関するアピールポイント（Wi-Fi環境、ATM、飲食スペース、地元土産品（酒類を含む。）、公共料金支払、煙草販売 等）
- f 災害発生時における対応方針（臨時営業、営業時間の延長 等）
- g 従業員管理（身元確認、健康管理等）及び人員配置
- h 省エネルギー・環境（ゴミ・廃棄物の処理）対策法
- i 衛生管理方法
- j 過去3年間の法令遵守状況
（行政処分があった場合、その時どのように対処したか記載）

- k 自衛隊から要望があった場合及びクレーム・事故・トラブルが発生した場合の対応
 - l 善通寺駐屯地における営業方針（隊員が利用する際の利点 等）
 - m その他アピールポイント（社会貢献、自衛隊に対する協力、表彰 等）
- (ウ) 企画提案書付属書類 30部
その他企画提案書の具体的資料等（店舗レイアウト図（平面図）、イメージ図（外観及び内部等）、商品の供給体制 等）（日本産業規格A4）
- (エ) その他関係書類 各1部
公募に参加する者に必要な資格を確認するため、以下の関係書類を併せて提出すること。（関係書類の不備又は参加資格がないと判断された場合は、企画提案書の審査は行わず無効とする。）
 - a 業務確約書
別紙第4
 - b 戸籍抄本（法人である業者にあつては、登記簿謄本）
 - c 営業経歴書、財務諸表（直近のもの）（基準）
 - d 直近の法人税又は所得税に関する納税証明書（その3）（基準）
 - e 会社概要（任意様式、パンフレット可）
 - f 印鑑証明書
 - g 都道府県知事等の発行した営業許可書の写し（営業許可書が必要とする業種のみ。）
 - h 誓約書
別紙第5
 - i 役員名簿
別紙第6

注：防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）を有する者に限り、「資格審査結果通知書」の写しをb、c及びdに定める書類に代えることができる。

イ 提出先

〒765-8502

香川県善通寺市南町2丁目1番1号

陸上自衛隊善通寺駐屯地業務隊 厚生科厚生班（担当：宮川（みやがわ））

TEL0877-62-2311 内線2357

ウ 提出期限

令和6年8月2日（金）午後5時必着

(2) 応募者の失格

アからオのいずれかに該当する行為があった場合は、失格とする。

- ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- イ 提出書類等が募集要領に記載されている事項を満たさない場合
- ウ 提出書類等に虚偽の記載があった場合
- エ 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合
- オ その他、違反と認められる場合

(3) 提案修正の禁止

提案書類の変更（修正、差し替え、削除、追加）を禁止する。

7 選考の方法

提出された企画提案書等に基づき、書類選考による総合的審査の上、業者を決定する。必要に応じて、プレゼンテーションを実施する場合もあるが、その日程については、書類選考に基づき選抜された業者に別途通知することとする。また、企画提案内容及び実施能力が同等と判断され、審査により決しない場合には、別途指定する日時に公開抽選を行い決定する。

なお、いかなる理由があっても、業者決定結果については異議を申し立てることができないものとする。

8 業者の決定

(1) 日 時

令和6年9月27日（金）（基準）

(2) 結果の通知

- ア 公募参加業者に対し通知する。
- イ いかなる場合でも他業者の結果は通知しない。

9 決定業者との現地調整

必要により、決定業者との現地調整を次のように実施する。

(1) 実施時期

令和6年10月上旬（基準）

(2) 場 所

善通寺駐屯地厚生センター

(3) 内 容

提出書類の説明、現地確認、今後の業務調整等

10 業者決定後の提出書類

決定通知を受けた者は、下記のとおり期日までに必要書類を提出すること。

(1) 提出書類

ア 国有財産使用許可申請書（別途配布）

イ 設置する自動券売機、ショーケース等の機種等

別紙第7

(2) 提出先

陸上自衛隊善通寺駐屯地業務隊 厚生科厚生班（担当：宮川（みやがわ））

(3) 提出期限

令和6年10月下旬（基準）

申 請 書

令和 年 月 日

陸上自衛隊

善通寺駐屯地業務隊長 殿

本社（店）所在地

商号又は名称

代表者の氏名

印

法人・個人の別 法人 ・ 個人

担当者氏名：

電 話：

F A X：

香川県善通寺市南町2丁目1番1号に所在する陸上自衛隊善通寺駐屯地内において、売店等を設置し、経営を行うことについて希望するので申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

〈申請を行う業種等〉

大区分	中区分	小区分	場 所

※ 記入例

大区分	中区分	小区分	場 所
売店等	物品販売	コンビニエンスストア	厚生センター1階

※ 1店舗毎につき、1枚提出して下さい。

※ 商号、代表者、担当者氏名にフリガナを、申請印は登録印を使用して下さい。

企 画 提 案 書

会社名：

a 主な販売予定商品・販売価格表（販売商品のカタログ等添付）（別紙第3）
b 営業日及び営業時間（その他、臨時営業等の可否も含む。）
c 精算方法（レジ（現金）、電子マネー、QRコード決済 等）
d ポイントカードの導入及びポイント付加サービスの有無（種類）

e その他営業に関するアピールポイント（W i - F i 環境、A T M、飲食スペース、地元土産品（酒類を含む。）、公共料金支払、煙草販売 等）

f 災害発生時における対応方針（臨時営業、営業時間の延長 等）

g 従業員管理（身元確認、健康管理等）及び人員配置

h 省エネルギー・環境（ゴミ・廃棄物の処理）対策法

<p>i 衛生管理方法</p>
<p>j 過去3年間の法令遵守状況（行政処分があった場合、その時どのように対処したか記載）</p>
<p>k 自衛隊からの要望があった場合及びクレーム・事故・トラブルが発生した場合の対応</p>
<p>l 善通寺駐屯地における営業方針（隊員が利用する際の利点 等）</p>

m その他アピールポイント（社会貢献、自衛隊に対する協力、表彰 等）

主な販売予定商品・販売価格表

商品名	単位又は規格等	販売価格	市場価格

※ 様式変更可(商品名・規格等・価格が記入されていれば、カタログ・パンフレット等による代替可)

業 務 確 約 書

令和 年 月 日

陸上自衛隊

善通寺駐屯地業務隊長 殿

「陸上自衛隊善通寺駐屯地における売店等の設置及び経営の業務」の応募に関し、仕様書に定める業務を適正に履行できることを確約致します。

本社（店）所在地

商号又は名称

代表者の氏名

印

法人・個人の別

法人 ・ 個人

担当者氏名：

電 話：

F A X：

※ 商号、代表者、担当者氏名にフリガナを、申請印は登録印を使用して下さい。

誓 約 書

- 私
- 当社

は、下記1に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。また、貸付又は使用許可を受けた国有財産の使用に当たっては、下記2に掲げる使用等を行わないとともに、暴力団員等による不当介入を受けた場合には、下記3の措置を行うことを誓約します。また、当方が下記1に該当しないことを確認するため、当方の個人情報について、国が警察当局へ情報提供することに同意します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき、なお、役員等に変更があった場合は、速やかに様式別紙第7により変更後の役員名簿を提出します。

2 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、またこれらの用に供されることを知りながら、貸付物件（使用許可物件）を第三者に転貸し又は賃借権を譲渡すること

3 警察への通報等

- (1) 貸付物件（使用許可物件）を使用するに当たって、暴力団又は暴力団員、社会運動標ぼうゴロ（※1）政治活動標ぼうゴロ（※2）、その他暴力団関係者から不当要求又は業務妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、速やかに警察に通報し、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1)による警察への通報及び捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により、許可者に報告すること。

※1 社会運動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

※2 政治活動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

防衛省所管国有財産部局長
中国四国防衛局長 殿

令和 年 月 日

本社（店）所在地

商号又は名称

代表者の氏名

印

設置する自動券売機、ショーケース等の機種等

種 類	機種・型番	サイズ (横幅×奥行) (c m)	備 考

※ 仕様が記載されたカタログ等を添付すること (写し可)

仕 様 書
(その1及びその2)

陸上自衛隊善通寺駐屯地業務隊

仕 様 書 (その1)

1 業務件名

陸上自衛隊善通寺駐屯地における売店等の設置及び経営

2 業務内容

売店等の設置及び経営

3 相手方の決定

本業務を行う者については、陸上自衛隊善通寺駐屯地業務隊長（以下、「甲」という。）が決定する。

4 国有財産の使用許可

- (1) 本業務を行う者は、売店等の設置場所に係る国有財産の使用許可を得なければならない。
- (2) 国有財産の使用許可は、中国四国防衛局長（以下、「乙」という。）が行う。
- (3) 次の各号に該当する場合は、使用許可を取り消し、又は変更することがある。
 - ア 国が使用許可財産を使用するとき。
 - イ 国有財産の使用許可の相手方（以下、「丙」という。）が使用許可条件に違反したとき。
- (4) 使用許可期間が満了したとき、又は前項により、使用許可を取り消された場合は、丙は直ちに自己の負担で使用財産を原状に回復し返還すること。
ただし、継続した場合は、この限りではない。
また、この場合丙は国に対し、一切の補償を請求することはできない。

5 丙の資格

丙は以下の条件を満たしていること。

- (1) 業務遂行上必要とされる関係法令及び規則等を遵守できること。
- (2) 業務の全部又は一部を第三者に委託し又は譲渡することなく遂行できること。
- (3) 国有財産使用許可書の使用条件を遵守できること。
- (4) 本仕様書の全記載事項を遵守できること。

6 国有財産使用料

丙は、乙に売店等の設置に係る面積に応じた国有財産使用料を支払うこと。

1 平方メートルあたりの国有財産使用料（目安）は次のとおりである。

【屋内（建物）使用料】年額 約 8, 7 2 0 円

※ 使用許可の時点で単価に変動あり。

なお、国有財産使用料は、納入通知書により歳入徴収官が指定する期日までに全額を前納する。期日までに納金しなかった場合は、延滞金が発生する。また、国有財産使用許可期間途中で撤退する場合も当該年額を徴収する。

7 業務期間

令和7年4月1日～令和12年3月31日（基本契約期間）

ただし、基本契約期間は必要に応じて、原則として一度に限り更新することができる。

なお、業務の開始及び終了の時期については、施設の状況等により変更する場合もある。

※ 売店等の設置、撤去等に関する期間は使用許可期間に含む。

8 費用負担

本業務に伴う費用は、丙の負担とする。

9 名義使用の制限

丙は、自己の営業上の取引に関して、甲及び乙の名義を使用してはならない。

10 管理責任

- (1) 丙は、自らの責任において売店等を管理し、火災、盗難の予防及び保安について常に心掛け、いかなる事故発生の場合も甲及び乙に対し、損害の賠償その他の申し立てをしないものとする。
- (2) 丙は、従業員の身元、規律の保持、風紀及び衛生に関すること等、人事管理その他これらに関する関係諸法令の運用について、一切の責任を負わなければならない。

11 衛生等の保持

丙は、丙の従事関係者が結核及び「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」で定義されている感染症を発症した場合又はその疑いのある場合には、業務に従事させないこととし、甲及び乙に対して速やかに報告すること。

12 情報保全の遵守

- (1) 丙は、甲、乙及び担当職員（善通寺駐屯地厚生科長及び厚生班長等）（以下、「甲等」という。）の与えた指示及び本業務の遂行上知り得た甲等に関する情報（書面等をもって甲等が丙に提供した情報及び施設内並びにそれに準ずる場所で作業する際に見聞又は認識した情報の一切）の保全を遵守し、これを本業務の履行以外の目的に使用し、又は第三者に開示してはならない。
- (2) 丙は、自らの従事関係者に情報保全を遵守させるために必要な措置を取らなければならない。

13 損害賠償

丙は、債務不履行の場合、情報保全に関する業務に違反した場合、その他業務に関して甲等に損害を与えた場合には、甲等に対し一切の損害を賠償するものとする。

14 自己都合による業務の解除

丙は、自己の都合により本業務を解除しようとするときは、3ヶ月前に甲及び乙に通知し、甲及び乙の指示に従い解除することができる。

15 業務仕様

- (1) 丙は、自ら提出した企画提案書に基づき業務を適正に履行することとし、企画提案書の内容について、甲の了解なく変更しないこと。
- (2) 本業務の遂行に当たっては、甲等の指示に従うこと。
- (3) 売店等の設置、移設及び撤去に係る費用は、丙の負担とする。
また、当該作業の遂行に当たっては、甲等の指示に従うこと。
- (4) 丙は、本業務の遂行に要する光熱水料、貸付品使用料の他、利用物件の維持保存のため通常必要とする修繕費その他の経費を負担しなければならない。
- (5) 販売商品の選定に当たり、常に利用者の需要が高い商品等の提供に努めるものとし、甲等の指示に可能な限り従うものとする。
- (6) 営業許可が必要な販売商品を取り扱う場合は、丙は営業許可を取得した後、販売すること。
- (7) 丙は、商品の瑕疵等について、利用者又は甲等からの連絡を受けた場合は、即時に対応すること。
- (8) 丙は、設置場所周辺の清掃を行い、衛生管理について一切の責任を負うものとする。また、産業廃棄物の廃棄処分を適切に行い、環境の保全に努めること。

- (9) 丙は、売上金額を翌月10日までに、また会計年度における本業務に関する収支計算書を翌年5月末日までに甲等に提出すること。
- (10) 丙は、本業務の従事者に係る書類（履歴書（写し））、その他指示する書類を甲等に提出しなければならない。
- (11) 本仕様書に記載のない事項及び細部については、必要の都度、甲等及び丙の間で協議する。

16 仕様の細部

店舗の仕様の細部は、仕様書（その2）1～5のとおりとする。

17 貸付品

- (1) 貸付品の使用料は別途指示する。
- (2) 貸付品の引渡、管理、修理及び返納に要する費用は、丙の負担によるものとする。
- (3) 貸付品の返納後、丙が設置した場合には、退去の際に丙の負担により撤去するものとする。

18 その他

この募集により未決定となった場合は、防衛省共済組合での公募に移行する。

仕 様 書（その2） 1

1 募集業種

コンビニエンスストア（医薬品、宅配便取次等を含む。）

2 設置場所

厚生センター1階

3 国有財産使用面積

206.53㎡

※ ショーケース等を貸与スペース以外に設置する場合及び倉庫等共有スペースについては、別途、国有財産一時使用申請を行うものとする。

4 国有財産使用料

年額 約1,820,000円

※ 上記年額は目安の金額であり、変動する場合がある。

5 光熱水料

別途徴収する。

6 営業日及び営業時間等

(1) 営業日（基準）

原則として、通年営業とし、必要により別途協議とする。

(2) 営業時間（基準）

原則として、0630～2130までとし、それ以外は別途協議とする。

7 販売品目

一般的なコンビニエンスストア取扱商品（医薬品、宅配便取次等を含む。）、地元土産物（酒類を含む。）、煙草販売等とする。

なお、書籍類（図書、雑誌等）については、別途協議を行う。

8 その他の営業条件

(1) 切手・葉書類及びクリーニング取り次ぎは除くものとする。

- (2) ニーズに合った商品、価格、サービスを提供するよう努め、特に土産物については充実を図ること。
- (3) 部隊活動への協力
 - ア 災害発生時等
災害派遣等の際、臨機な営業及び部隊要望品目の販売等に努めること。
 - イ 部隊行事等
各部隊の創立記念行事等における臨機な営業等に努めること。

9 プレゼンテーション

- (1) 書類審査の結果、必要に応じて、プレゼンテーションを課すことがある。
- (2) 日時、場所、課題等については、別途通知する。

10 既存売店保有備品は撤去する。

仕様書（その2）2

- 1 募集業種
日用品・雑貨・文房具・自衛隊訓練用品 等
- 2 設置場所
厚生センター1階
- 3 国有財産使用面積
90.12㎡
- 4 国有財産使用料
年額 約785,000円
※ 上記年額は目安の金額であり、変動する場合がある。
- 5 光熱水料
別途徴収する。
- 6 営業日及び営業時間等
 - (1) 営業日（基準）
原則として、平日（土日・祝日は任意）とし、それ以外は別途協議とする。
また、春季、夏季及び年末年始等隊員の休暇取得中の営業は別途協議する。
 - (2) 営業時間
原則として1100～1900までとし、それ以外は任意又は別途協議とする。
- 7 販売品目
 - (1) 日用品
 - (2) 雑貨
 - (3) 文房具
 - (4) 自衛隊訓練用品
 - (5) 自衛隊グッズ 等
- 8 その他の営業条件
 - (1) ニーズに合った商品、価格、サービスを提供するよう努めること。

(2) 部隊活動への協力

ア 災害発生時等

災害派遣等の際の臨機な営業及び部隊要望品目の販売品目に努めること。

イ 部隊行事等

各部隊の創立記念行事等における臨機な営業等に努めること。

9 プレゼンテーション

(1) 書類審査の結果、必要に応じて、プレゼンテーションを課す事がある。

(2) 日時、場所、課題等については、別途通知する。

10 既存売店保有備品は撤去する。

仕様書（その2）3

- 1 募集業種
制服・衣料品（縫い付け）・自衛隊訓練用品 等
- 2 設置場所
厚生センター1階
- 3 国有財産使用面積
42.00㎡
- 4 国有財産使用料
年額 約366,000円
※ 上記年額は目安の金額であり、変動する場合がある。
- 5 光熱水料
別途徴収する。
- 6 営業日及び営業時間等
 - (1) 営業日（基準）
原則として、平日（土日・祝日は任意）とし、それ以外は別途協議とする。
また、春季、夏季及び年末年始等隊員の休暇取得中の営業は別途協議する。
 - (2) 営業時間
原則として1100～1900までとし、それ以外は任意又は別途協議とする。
- 7 販売品目
 - (1) 制服
 - (2) 衣料品（縫い付け）
 - (3) 自衛隊訓練用品 等
- 8 その他の営業条件
 - (1) ニーズに合った商品、価格、サービスを提供するよう努めること。
 - (2) 自衛隊法施行規則第3章第2節で定められた服制等は、自衛官以外には販売を認めない。（なお、階級章の販売は認めない。）

- (3) 軽易な修理（名札・階級章等の縫い付け）を提供すること。
- (4) 部隊活動への協力
 - ア 災害発生時等
災害派遣等の際の臨機な営業及び部隊要望品目の販売品目に努めること。
 - イ 部隊行事等
各部隊の創立記念行事等における臨機な営業等に努めること。

9 プレゼンテーション

- (1) 書類審査の結果、必要に応じて、プレゼンテーションを課す事がある。
- (2) 日時、場所、課題等については、別途通知する。

10 既存売店保有備品は撤去する。

仕様書（その2）4

- 1 募集業種
書店又はその他の物品販売店（無人販売店を含む。）
- 2 設置場所
厚生センター1階
- 3 国有財産使用面積
42.70㎡
- 4 国有財産使用料
年額 約370,000円
※ 上記年額は目安の金額であり、変動する場合がある。
- 5 光熱水料
別途徴収する。
- 6 営業日及び営業時間等
 - (1) 営業日（基準）
原則として、平日（土日・祝日は任意）とし、それ以外は別途協議とする。
また、春季、夏季及び年末年始等隊員の休暇取得中の営業は別途協議する。
※ 無人販売店の営業日は、別途協議する。
 - (2) 営業時間
原則として1100～1900までとし、それ以外は任意又は別途協議とする。
※ 無人販売店の営業時間は、別途協議する。
- 7 販売品目
 - (1) 書店
 - ア 書籍
 - イ 雑誌
 - ウ 図書カード
 - エ 手帳 等
 - (2) その他の物品販売店（無人販売店を含む。）
販売品目は、別途協議する。

8 その他の営業条件

- (1) ニーズに合った商品、価格、サービスを提供するよう努めること。
- (2) 部隊活動への協力
 - ア 災害発生時等
災害派遣等の際の臨機な営業及び部隊要望品目の販売品目に努めること。
 - イ 部隊行事等
各部隊の創立記念行事等における臨機な営業等に努めること。

9 プレゼンテーション

- (1) 書類審査の結果、必要に応じて、プレゼンテーションを課す事がある。
- (2) 日時、場所、課題等については、別途通知する。

10 既存売店保有備品は撤去する。

仕様書（その2）5

- 1 募集業種
理容店

- 2 設置場所
厚生センター1階

- 3 国有財産使用面積
84.70㎡

- 4 国有財産使用料
年額 約738,000円
※ 上記年額は目安の金額であり、変動する場合がある。

- 5 光熱水料
別途徴収する。

- 6 営業日及び営業時間等
 - (1) 営業日（基準）
原則として、平日（土日・祝日は任意）とし、それ以外は別途協議とする。
また、春季、夏季及び年末年始等隊員の休暇取得中の営業は別途協議する。
 - (2) 営業時間
原則として1000～1900までとし、それ以外は任意又は別途協議とする。

- 7 販売品目
理 容

- 8 その他の営業条件
 - (1) ニーズに合った商品、価格、サービスを提供するよう努めること。
 - (2) 部隊活動への協力
 - ア 災害発生時等
災害派遣等の際の臨機な営業及び部隊要望品目の販売品目に努めること。

イ 部隊行事等

各部隊の創立記念行事等における臨機な営業等に努めること。

9 プレゼンテーション

- (1) 書類審査の結果、必要に応じて、プレゼンテーションを課す事がある。
- (2) 日時、場所、課題等については、別途通知する。

10 貸付用品

- (1) オートシャンプー6連一式 1個
- (2) 理容椅子 6脚
- (3) 殺菌線消毒器 1個

11 既存売店保有備品は撤去する。